

## 埼玉県行政書士会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県及び市町村行政の進展を図るため、行政書士法第15条に基づき設立された埼玉県行政書士会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、補助を受けようとする年度の8月31日とし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

第4条 規則第4条第1項の申請書には、同項第3号、第4号後段の記載及び同条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県行政書士会の規約
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金請求書の様式)

第6条 埼玉県行政書士会は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 埼玉県行政書士会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は、補助対象事業終了後30日以内とする。

ただし、期限までに提出できない理由がある場合には、あらかじめ知事に報告の上、理由が止み次第、速やかに提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 埼玉県行政書士会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 埼玉県行政書士会は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 各種団体補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 各種団体補助金交付要綱に基づく平成14年5月以前の補助事業に係る収入及び支出等についての書類の整備等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

別表

交付先	補助対象事業	補助対象経費	補助額
埼玉県行政書士会	埼玉県行政書士会に関する業務	広報及び研修に係る事業活動費	予算の範囲内において知事の定める額

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

埼玉県行政書士会は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_

様式第 1 号

年度埼玉県行政書士会補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

事業所所在地  
名 称  
代 表 者 氏 名

下記により、年度埼玉県行政書士会補助金の交付を受けたいので、補助金等の  
交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
  - (1) 目 的
  - (2) 内 容
- 3 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 規約
  - (2) 役員名簿
  - (3) 年度事業計画書
  - (4) 年度収支予算書

様式第2号

年度埼玉県行政書士会補助金交付決定通知書

市 第 号  
年 月 日

埼玉県行政書士会会長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった 年度埼玉県行政書士会補助金につ  
いては、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件
  - (1) 補助事業の内容の変更又は事業を中止する場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

様式第3号

# 請 求 書

年 月 日

埼玉県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け市第 号で確定通知のあった埼玉県行政書士会補助金  
について、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

下記の口座に振り替えてください。	
刀がナ	
名 義	
銀行	支店
普通・当座 No.	
埼玉県債権者登録番号	

様式第4号

年度埼玉県行政書士会補助事業実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け市第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了した  
ので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記  
のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類  
補助事業に関する事業報告書及び補助事業経費に関する書類等

様式第5号

年度埼玉県行政書士会補助金交付確定通知書

市 第 号  
年 月 日

埼玉県行政書士会会長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで提出のあった補助事業の実績報告書を検査したところ、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付確定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで